

議案第29号

備前市営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

備前市営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月22日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例

備前市営バス運行事業に関する条例(平成19年備前市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「の料金」の次に「(回数乗車券は除く。)」を加える。

別表第1中「500円」を「400円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第29号参考資料
備前市営バス運行事業に関する条例新旧対照表

改正案	現行																								
<p>(料金)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者の料金(回数乗車券は除く。)は、前項の規定にかかわらず、当該料金を納付するときに当該各号に該当することを証する書類又はその写しを提示することにより同項に定める額の2分の1の額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>別表第1(第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="837 1104 1061 2038"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">普通料金～定期船利用者料金 (略)</td> </tr> <tr> <td>1日フリー乗車券</td> <td></td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">高齢者フリー定期乗車券～回数乗車券 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	区分	単位	料金	普通料金～定期船利用者料金 (略)			1日フリー乗車券		400円	高齢者フリー定期乗車券～回数乗車券 (略)			<p>(料金)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者の料金_____は、前項の規定にかかわらず、当該料金を納付するときに当該各号に該当することを証する書類又はその写しを提示することにより同項に定める額の2分の1の額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>別表第1(第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="837 172 1061 1104"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">普通料金～定期船利用者料金 (略)</td> </tr> <tr> <td>1日フリー乗車券</td> <td></td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">高齢者フリー定期乗車券～回数乗車券 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	区分	単位	料金	普通料金～定期船利用者料金 (略)			1日フリー乗車券		500円	高齢者フリー定期乗車券～回数乗車券 (略)		
区分	単位	料金																							
普通料金～定期船利用者料金 (略)																									
1日フリー乗車券		400円																							
高齢者フリー定期乗車券～回数乗車券 (略)																									
区分	単位	料金																							
普通料金～定期船利用者料金 (略)																									
1日フリー乗車券		500円																							
高齢者フリー定期乗車券～回数乗車券 (略)																									